

災害応援協定の公募実施要領

1. 趣旨

阪神淡路大震災にみられる、突発的な大規模災害時に、市民の安心・安全を確保するには、行政の対応と努力だけでは限界があり、個人の「自助」とともに、地域社会の「共助」が重要です。そして、その「共助」醸成には、特に専門能力と組織力に優れ、地元に着した企業・団体・事業所等のご協力やボランティア活動が不可欠となります。

そこで、本市では業種分野を問わず、市内の企業・団体・事業所等に対して、災害応援協定の締結を公募いたします。このことが、市内の災害時協力体制の充実に繋がり、しいては被害拡大の防止と市民生活の早期復旧に資するものと考えています。

2. 応援協力内容の種別

応援協力の内容により、大きく以下に分けて募集します。

A. 災害時応急対策支援活動

大規模災害発生時に、市内公共施設等の応急対策を実施するにあたり、西宮市のみでは十分な措置ができない場合、または活動要員あるいは特殊作業のため建設資機材及び労力が必要な場合に、本市からの協力要請により行われる活動のことです。

B. 災害時応急対策支援活動以外の活動

大規模災害発生時に、被災地及び避難所等において、医療救護、食糧物資供給、通信、ライフライン関連等を確保する必要がある場合に団体・事業所の専門能力を活かして協力していただく活動のことです。

C. 大規模災害時の避難所提供・避難支援活動

西宮市内に大規模な津波、高潮あるいは洪水等が発生し、または発生の危険が切迫している場合に、周辺住民の避難(退避)場所として、施設内への受け入れ及び市民の安全な避難について協力いただくものです。

3. 協定方法

具体内容につき個別協議のうえ、別途書面により西宮市長と取り交わすものとします。

4. 応募要件及び審査基準

A. 災害時応急対策支援活動

【a. 応募要件】

下記の . に該当し、 . 又は . のいずれかを満たしていることが必要となります。

- . 西宮市内に本店を有すること。
- . 現に「西宮市指名競争入札参加資格者名簿」に記載されており、西宮市長から指名停止措置を受けていない者であること。
- . 公益法人(民法第34条に則って設立されたもの)で、以下の条件を満たすこと。
 -)代表者及び受任者が、競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 -)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

)西宮市指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれも該当しない者。

)法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税及び地方消費税並びに本市の市税に未納がない者。(徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く)

【b. 審査基準】

. 以下の、)))のすべての要件を、単独あるいは複数社(3社を超えない複数社で構成するグループ)で編成可能であること。

)南部地域(盤滝トンネル以南地域)で、作業班を3班以上準備でき、本市からの要請後、おおむね30分程度で指定する場所に参集できること。

)北部地域(盤滝トンネル以北地域)で、作業班を2班以上準備でき、本市からの要請後、おおむね30分程度で指定する場所に参集できること。

)以下の作業班体制を整えることが可能であること。

<土木・造園関係の場合>

作業班1班あたりの必要最低構成内容は、世話役1人、普通作業員2人、ダンプトラック1台(運転手1人含む)、チェーンソー、単管バリケード、保安灯とする。

<建築関係の場合>

作業班1班あたりの必要最低構成内容は、世話役1人、普通作業員2人、移動車両1台、支保工(サポート)、バリケード、保安灯とする。

<電気・機械関係の場合>

作業班1班あたりの必要最低構成内容は、世話役1人、普通作業員2人、移動車両1台、バリケード、保安灯とし、班員に電気工事士資格者を1名以上含むこと。

<その他業種の場合>

作業班1班あたりの必要最低構成内容は、世話役1人、普通作業員2人、移動車両1台を標準とし、その他その作業の遂行に必要な資機材等を有すること。

. 本市が指定する、以下の書類(正副2部)を提出できること。

)災害応援協力申し出書(別紙1)。

)その他市が必要とする調書(別紙2、3-1、3-2)

なお、)その他市が必要とする調書については、毎年度当初に市長へ提出し、応募要件及び審査基準に不足がなく災害時応急対策支援活動体制が確立できていることを報告すること。

数社(協力会社を含む)のグループで班編成する場合には、市役所との連絡調整のため幹事会社を選定する必要があります。なお、協定自体は、グループ単位で締結することとなります。

B. 災害時応急対策支援活動以外の活動

【a. 応募要件】

. 代表者及び受任者が、競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

. 西宮市指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれも該当しない者。

. 法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税及び地方消費税並びに西宮市内に本店がある場合には、本市の市税に未納がない者。(徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く)

【b．審査基準】

- ・協力申し出の内容と、申し出者の有する専門能力の合致が、客観的に妥当であると判断できること。
- ・本市が指定する、以下の書類(正副2部)を提出できること。
 -)災害応援協力申し出書(別紙1)
 -)その他市が必要とする調書(別紙2)
- なお、)その他市が必要とする調書については、毎年度当初に市長へ提出し、応募要件及び審査基準に不足がなく協力申し出内容の体制が確立できていることを報告すること。

C．大規模災害時の避難所提供・避難支援活動

【a．応募要件】

- ・西宮市内に下記審査基準を満たす事業所を有すること。
- ・代表者及び受任者が、競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ・西宮市指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれも該当しない者。
- ・法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税及び地方消費税並びに西宮市内に本店がある場合には、本市の市税に未納がない者。(徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く)

【b．審査基準】

- ・協力申し出の避難施設が、下記の条件を満たす必要があります。
 -)想定する災害に対し条件的に避難可能な施設であること。
 -)常時(24時間)受け入れ可能の施設であること。
 -)その他、社会一般的に周辺住民の受け入れが妥当と判断できる施設であること。
- ・避難所の開設から閉鎖までの運営に従事できること。
- ・本市が指定する、以下の書類(正副2部)を提出できること。
 -)災害応援協力申し出書(別紙1)
 -)その他市が必要とする調書(別紙2)
- なお、)その他市が必要とする調書については、毎年度当初に市長へ提出し、応募要件及び審査基準に不足がなく協力申し出内容の体制が確立できていることを報告すること。

5．応募時期

随時

6．お問合せ先及び応募連絡先

西宮市役所 防災・安全局 防災対策グループ
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号(本庁舎6階)
TEL0798-35-3626 FAX0798-35-1990
e-mail boutai@nishi.or.jp